

平成30年度 第2回

日野市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成30年10月4日(木) 午後2時

場 所 日野市役所 6階 全員協議会室

出席者 被保険者を代表する委員

森 下 侑 一  
鈴 木 幸 子  
坂 田 敏 久  
成 沢 時 枝

保険医又は薬剤師を代表する委員

中 川 均  
野 田 清 大  
高 品 和 哉  
栗 太 隆

公益を代表する委員

谷 和 彦  
鈴 木 洋 子  
大 塚 智 和  
近 澤 美 樹

被用者保険等を代表する委員

上 村 克 也  
国 府 勉

事務局

市民部長 古 川 和 子  
納税課長 星 野 敦 樹  
健康課長 山 崎 八 州 志  
保険年金課長 青 木 奈 保 子  
保険年金課課長補佐 河 本 良 太  
保険年金課保険税係長 上 野 浩 司  
保険年金課給付係主査 今 井 信 之  
(書記) 小 池 美 菜 子

## 議 題

### 【諮問事項】

- 日野市国民健康保険税率等の改定について  
平成30年度の当初課税状況と平成31年度の保険税率等の改定案について

### 【報告事項】

- (1) 国保健康講座の報告について
- (2) 「ひのしのこくほ」の報告について

### 配布資料

- 資料1  
平成30年度の当初課税状況と平成31年度の保険税率等の改定案について
- 資料2  
国保健康講座チラシ
- 資料3  
平成30年度版 ひのしのこくほ
- 別紙1・2  
平成30年度 国民健康保険税(料)率等

※ 傍聴者2名

## 平成30年度 第2回日野市国民健康保険運営協議会議事録

事務局 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。  
平成30年度第2回日野市国民健康保険運営協議会の前に、皆様にご報告させて頂きたい事項がございます。被用者保険等を代表する委員として運営協議会委員をお願いしておりました、日野自動車健康保険組合の水谷委員でございますが、平成30年9月末日をもってご退職となられました。水谷委員は、東京都被用者保険等保険者連絡協議会からの推薦により選ばれておりましたので、同協議会に後任者のご推薦をお願いしました。そうしましたところ、同じく、日野自動車健康保険組合より常務理事の国府 勉（この つとむ）様のご推薦を頂きました。

ここで、委嘱状を交付させて頂きます。本来であれば、委嘱状交付式として、日野市長よりお渡しするところでございますが、本日は公務により市長の出席がございませんでしたので、市民部長より交付させて頂きます。恐れ入りますが、国府さま、ご起立願います。

### － 市民部長より、国府委員への委嘱状の交付－

国府様、簡単で結構でございますので、自己紹介とご挨拶をお願いします。

### － 国府委員挨拶－

ありがとうございました。

本来であれば、他の委員の皆様のご紹介をすべきところではありますが、本日は、配布致しました名簿と机上の名札にて、ご確認をお願い致します。

それでは、大塚会長、進行をよろしくお願い致します。

議長 それでは、ただいまより平成30年度第2回日野市国民健康保険運営協議会を開始致します。本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、許可したいと思いますがよろしいでしょうか。（異議なし）それでは、事務局よろしくお願い致します。

### － 傍聴者入室 －

皆様のご協力により議事を円滑に進めてまいりたいと思いますので、よろしく  
お願い致します。ただいまの出席者は14名でございます。委員数14名の2  
分の1以上の出席となっており、定足数を満たしております。

それでは、次第に従い、進行させていただきます。

これより運営協議会規則第12条の規定により、議長において会議録に署名す  
る委員の指名を行います。その順番ですが、出席者のうち、お手元の委員名簿  
の上から順に2名ずつ指名させて頂いております。

本日は、「坂田委員」と「成沢委員」にお願い致します。

本日は、諮問事項が1点ございます。

(1) 日野市国民健康保険税率等の改定について、事務局より報告を求めます。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 保険年金課長でございます。国民健康保険が平成30年4月より都道府県単位  
の広域化となりました。制度改革にとりまして、先程のご説明にもありましたが、東京都が医療費を全て負担する代わりに、医療費に見合った納付金という  
ものを日野市が東京都に支払います。合わせまして、国の制度改革としまして  
は、国費の財政支援策を強化しますので、本来であれば関係団体からの補助金  
以外は保険税で賄うべき・一般会計繰入金の赤字は解消していくべきというこ  
とでございます。それに依りまして、日野市も赤字解消計画を策定し、税率の  
見直しを行いながら適正な保険税率になるよう進めていきたいと思ひます。ま  
ずは、平成30年7月に行いました当初課税の状況をご説明致しまして、引き  
続いて赤字解消計画と31年度の保険税率等の改正案について、ご説明したい  
と思ひます。

それでは、配布させて頂きました資料をご覧ください。

\*\* 資料1 平成30年度の当初課税状況と

平成31年度の保険税率等の改定案について 説明 \*\*

\*\* 別紙1・2 国民健康保険税(料)率等 説明 \*\*

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。これより、ご質問・ご意見を伺っ  
ていきたいと思ひますが、ご質問がある方は挙手の上、ご発言をお願いします。

A委員 国民健康保険は相互扶助の精神のもと、助け合いの制度とだけ解釈されがちですが、国民健康保険法第1条で、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあり、全ての国民の医療を受ける権利を法的責任で保障する社会保障制度であるとしております。他の医療保険に加入できない場合、生活保護一步手前のセーフティーネットとして医療を保障している重要な役割を担っていると、私はこのように理解をしております。その上で、今回の改定について伺っていききたいと思います。

まず赤字解消計画について、市の考え方を伺っていききたいと思います。先程標準保険税率は毎年示されていて、今示されているものに10年間で近づくということですが、今概ねその他繰入金が15億ですので、途中スケールも段々増えると思われる中、概ねこれを10年間で解消を行っていくと思います。先程の説明の中で、国費の財政支援策を強化して赤字を解消していくというのは、この制度自体に国費を入れていかないと無理があるということが前提となって赤字解消計画を求められていることかと思うのですが、その場合に自治体はどうなっていくのか・赤字を解消していく上で加入している方々はどうなっていくか、それぞれの立場を考えていく必要があると思います。私はこれを見る限りでは、市が自らの一般会計からの繰出しを「荷」と考えるどうかという点はありますけれど、その「荷」を徐々に降ろしていく中で加入者への保険税負担増額となり、「荷」がそちらに背負わされていくのではないかと、そういう赤字の解消の仕方ではないかというように説明を受けて思うのですが、私には市民が一方的に荷を背負わされる立場にあるというような読み方ができるのですけれども、市民にとってこの赤字解消計画はどのような意味をもつのかを、市の考え方をもとに伺いたいです。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 制度改革の目的でもある、どこに住んでいても平等が望ましいという考え方があって制度改革を進めております。健康保険は社会保障制度の1つでもありますが、加入者の方にもご負担頂いて運営する方法による社会保障制度というように定められておりますので、私もそのように解釈しております。今までは日野市が運営する国民健康保険制度でしたので、日野市民の支え合いもありまして運営しておりました。課税額が高くなる方もいらっしゃるれば、7割軽減がか

かるような方もいらっしゃいます。また、どちらがどれだけ医療費を使うかもわからない中で、それぞれご負担頂きながら助け合いを行う制度となっております。広域化に伴い負担の公平感を拡大していきましょう、極端に多く出していたところは国費も応援するから下げる努力をしましょう、全て赤字解消を公費に頼っていた市については適正な税率がどうあるべきかをよく考えて改定等を検討して下さい、というものでした。都道府県単位になったことに伴いまして、日野市を超えて東京都内の区市町村間の助け合いも発生しております。日野市の所得額はだいたい平均でございます。なので、所得が高くて納付金が伸びるような区や市もありますが、日野市はここでは伸びていません。また、医療費が高く長期入院となる病院が多いですとか、こういった事情によって納付金が高くなる区や市もございますが、日野市はここでも伸びておりません。むしろ、前期高齢者が大勢住んでいらっしゃる・高齢者が多いということで、調整して納付金を下げて頂いております。そういったことも考えて、日野市の保険税率はどうあるべきか考えていき、それを市民の方々に説明していく必要があると考えております。

議 長 A委員

A委員 日野市のように努力をされてこれ、保険税率については47位ということで、本当にそれは大変な努力だったと私自身思っております。ただ、市民と行政との間でどのように折り合いをつけるかというのが課題になってくると思います。その際市だけが荷を下ろして、市民が荷を背負うのかということを考える必要が出てくると思います。実際市民の暮らしにどのような影響が表れるのかということ、発生しうるケースを想定して具体的に検討しないといけないのではないかと考えております。

具体的に伺っていきたいと思うのですが、軽減を受けていないが所得が低いような方が、今回の値上げによって払いたくても払えない状況になりうる可能性があるのではないかと、つまりギリギリのところ軽減を受けられていたところを1円でも高ければ軽減を受けられませんので、こうした方々に困難が表れることが予測されるわけです。そうした時に、この階層の方々の所得に対する保険税の負担割合というのは例えば現行何%なのか、また標準保険税率になると何%になるかといった数字は出ますでしょうか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 7割・5割・2割の法定軽減でございますので、7割がかかっているとかなり軽減はかかりますし、2割の方々というのは5割と比べて所得割が倍に発生します。階層でいうと、2頁のグレーの方が5割軽減、黄色いところが2割軽減の方々です。ここの方々の均等割と所得割で成り立ちますので、2割軽減で適用された段階で今度の改定案では、介護分がない方だと均等割で19,200円、現行18,000円と1,200円増となっています。税率が115万円に0.4%をかけたのがアップ分になります。ボーダーラインの方で給与所得の方だと、2割軽減は収入に換算して1人世帯の場合だと148万円、2人世帯だと198万円までが2割軽減が受けられます。年金所得者だと、1人世帯は203万円、2人世帯だと253万円までが2割軽減が受けられます。ボーダーラインの給与の方の所得割の値上げ額は4,600円、4,600円に1,800円を足したものが2割軽減の値上げ額になります。年金生活者でボーダーラインの方ですと、所得割が3,200円、均等割は同じですので、年金の方ですと介護はかかりませんので、1,200円増ということになります。

議長 A委員

A委員 その階層で所得に対し何%なのか、ということをお聞きしたいんですね。つまり、所得が高ければ3,000円、4,000円の値上げというのは、所得が高い人にとってはあまり堪えないと思うんですけども、こういう生活をしている方が4,000円・5,000円と年で上がっていくのは、本当に被服1枚・下着何枚・おかず何枚という生活にダイレクトに影響しますので、そうしたあたりをリアルに見させて頂ければと思い、伺いました。やはり払いたくても払えない方、資産がない・貯蓄がない・貯蓄がこれから蓄積される可能性がない・滞納ギリギリになる方・滞納に転落しかねない方、こうした方々にとって、この4,600円・3,500円という値上げがどうなのかというところで見ないと、市民の方々に申し訳が立たないということになると思うんですね。国保を払ってしまえば、その方のお財布から現金が消えるわけですので、下着が買えない・おかずが買えない・トイレトペーパーが買えない等、そういうふうになっていくというリアリズムを私は考える必要があると思います。具体的に払えないということについて1つ伺っていきたいんですけども、滞納について、加入世帯に対する滞納の割合ですとか、所得階層ごとにどのくらい滞納が起きているかですとか、翌年にどれだけお支払い頂けなくて繰越になっているかなど、それが直近の数字ですとか経年でもし分かりましたら、教え

て頂きたいと思います。それと一緒に伺いますが、不能欠損すなわちお支払頂けなくて市として判断をした結果徴収できないという判断があると思うんですけれども、それについて、人数や滞納額つまりどんな所得の人がいくらの国民健康保険税を実際支払えなくなって推移しているのかというようなことが分かりましたら、教えて頂きたいと思います。

事務局 納税課長

議長 納税課長

事務局 それでは、順次お答えさせていただきます。まず滞納者の割合ということでお話ししますと、平成29年度昨年度終わった時点で2,732世帯の方が滞納になっておりました。個々の加入世帯が25,580世帯ですので、滞納率とすると10.7%、その前の平成28年度で見ますと2,710世帯、この時の加入世帯が26,347世帯ですので10.3%という滞納率でございます。若干増えたということになります。

次に所得階層ごとの納付の割合ということですが、実はそのような資料は持っておりません。ほとんどの方が私たちの滞納整理の仕事になる場合に自主納付ということで、納付された方が9割以上いらっしゃいます。それと、不能欠損の場合は、失礼ですが内容はどのようなものでしょうか。

A委員 滞納者がどういう所得階層にいて、不能欠損せざるを得ないかをお聞きしたい。

事務局 どういった方が不能欠損になるかの統計は実はっておりません。不能欠損の数字でいきますと、平成29年度の欠損額が2,600万円、平成28年度の欠損額が2,000万円になっております。これは、欠損に至るまでは基本的に課税してから5年たつと単純時効ということで消滅します。他に至るのは、滞納公平感を保つため、財産調査を実施します。その前に当然電話で催告したり、ポスティングしたり、お伺いしたりしてお話をする、その中ですぐ払えない方は分割納付をするという手段を取って、分割不履行になった方などには財産調査を実施します。財産調査をして財産が有れば滞納処分をする、財産調査をして財産がなく破産されたり、競売になってしまう方が実際に出てくるので、そういう方には滞納処分をしておりません。この場合に滞納処分すると生活困窮になってしまう方については行わない、そうして滞納処分停止という法律で定められたことを行います。これを行ってから3年たつと、時効で債権が消滅します。もしくは、相続放棄であるとか見込が一切発生しないということであ



れば、即時に欠損を行い消滅の処理を行います。先程言いましたように、2,600万円のうちの2,550万円ほどについて、滞納処分をしない処理を行ったとの結果でございます。以上でございます。

議長 A委員

A委員 ありがとうございます。2,600万円のうち、ほとんどが単純時効ではなくて判断があるかと思いますが、そこに市民のSOSもあると思いますので、そこを見ることで、いま徴税をすることが望ましいか等見えてくると思います。分析というのが市の課題なのではないかと思っています。またの機会にご教授頂きたいと思います。先程おっしゃったように10%は滞納になってしまうということについて、どのように考えていくかということが必要なのではないかと思います。払えないということなのかどうかを、やはり市があらゆるデータを用いて考える必要があるとも思います。

今回、7割・5割の軽減世帯の方も課税額があがるということですね。そもそも国保税が高いので、低所得者対策が必要ということで7割・5割・2割の軽減を行っていると思いますが、払いたくても払えないというようになっている中で、軽減世帯にさらなる負担を求めらるというのは軽減の制度の実行を低下させてしまうのではないかと考えております。せっかく軽減しているのにそれをまた底上げしていくということに対し、日野市はどのように考えているのでしょうか。

議長 保険年金課長

事務局 低所得者の対策というのは、国の法定軽減である7割・5割・2割しかございません。これが全てでございます。当然ながら、7割・5割・2割にかかる均等割を値上げするというのは、非常に重要な問題であるという認識であります。こういった改定案を国保はご負担頂いて成り立つ制度でありますので、今の日野市の状況で下げるということは考えられません。ご負担頂かないわけには前に進めないという判断で標準保険税率を目指すというように考えております。ただし、上げ方でございます。比較的所得割の方がご理解頂けるのではないかと考えております。この改定案を作成するにあたりまして、概ね10年で解消しようという考えに至るまでの間に、18年・12年・6年と色々シュミレーションしてみまして、上げ方も均等割をあげる・所得割だけをあげる改定を入れてみるとか、いろいろなパターンでやってみました。ただし、所得割をご

負担頂いているご世帯は納付金額も高くなりますので、片方軽減世帯だけを抑制することを考えると、もう片方の比較的多くご納付頂いている方だけに求める改定になるのかというアンバランスもありまして、いろいろ考えた末にどちらも均等に上げていくのが一番説明できるのではないかという考えに至って、均等割と所得割を一緒に少しずつ上げていくような案に至ったところでございます。

議長 他にご質問はございませんでしょうか。なければ、質問を終えさせて頂き、引き続きご意見があれば挙手の上、ご発言ください。A委員。

A委員 色々ありがとうございました。軽減世帯の方々にどのようにお伝え頂き、ご理解頂けるかだと思います。値上げについての考え方はいろいろだと思いますが、市民と一緒に考えていく必要があると思います。さきほど、低所得者世帯についてお伺いしましたが、例えば多子世帯の均等割の免除であったり、7割・5割・2割について自治体独自でさらに税率改定をすることが実際あるのではないかと考えております。日野市が自分たちの荷ではなく、加入者の皆さん、低所得者の皆さん、また軽減世帯の皆さんにも荷がかかるというのは、市民の理解を得ることが難しいのではないかと考えています。基本的に市の考えは非常に重要な問題だとわかっているけれども、案として出ているのですから、市民の反発があるのではないかと考えています。日野市は本当に努力されてきていますけれども、2016年の改定の時に3,000人を超す市民の方から署名と一緒に市議会に請願を出されて市長に要望を出されたということが、2016年にもありました。アベノミクスで安倍さんは株価をあげてきておられるわけですが、国が本当に豊かになって暮らしの底上げが実感できているのかと考えると、年金生活者の方にはなかなか実感できないのではないかとというのが事実かと思えます。最初から議論の前提としてありますけれども、国費の財政支援策を強化して赤字を解消するという話で、やはり私は国の財政支援策ということがさらにそれぞれの自治体から求められるし、国民からも大いにやはり国保は私たちの命綱だという意見も出てくると考えています。これから先の10年というのは、いわば国の政治に大きく左右される10年になると思いますが、日野市は市民のセーフティーネットとなり、貧困と格差の問題からどんなことから市民を守らなければならないと思います。先程の質疑にありました内容については、私の立場では承服できないと言わざるを得ないということですが、お伺いした低所得者の方々に対しどのような支援を行うか、先程おっしゃった非常に重要な問題だけれども、今回の計画の中で特に示されるものがない場合、こうしたものはどうするのかという問題であると思います。ギリギリ払えなく

なる可能性がある方等の所得の割合と実際の割合の数字をお出し頂いて、何%の人が該当になるかということから、実際にどのような額がかかっているのかということをもう少し示していただければと思います。

議長 議長から事務局の皆様にお願いがございます。A委員から提案が出ました資料については、ご提示は可能でございますか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 追加の資料として作成させて頂きたいと思います。

議長 他にご意見はございますでしょうか。なければ、(1)日野市国民健康保険税率等の改定について、の件を終了いたします。

それでは、引き続きまして、報告事項に移らせて頂きます。(1)国保健康講座の報告について、事務局より説明を求めます。

事務局 給付係主査

議長 給付係主査

事務局 それでは、資料2をご覧ください。  
\*\* 資料2 国保健康講座 \*\*

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願い致します。なければ、(1)国保健康講座の報告について、の件を終了いたします。

続きまして、(2)「ひのしのこくほ」の報告について、事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課補佐

議長 保険年金課補佐

事務局 それではお配りしております、平成30年度版ひのしのこくほという資料をご覧ください。

\*\* 資料3 平成30年度版ひのしのこくほ \*\*

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。本件につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、ご発言をお願い致します。ご質問・ご意見等なければ、これで（2）ひのしのこくほの報告の件について、終了させていただきます。

続きまして、事務局からその他の報告事項・連絡事項等ございましたら、よろしくをお願い致します。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 次回第3回運営協議会の日程でございます。11月8日木曜日の午後2時からを予定しております。この会で、本日諮問させていただきました、平成31年度保険税率等について答申頂ければと思っております。本日A委員からご質問を頂きましたので、資料を作りましたら事前に送付させて頂いて、ご検討頂きたいと思っております。以上でございます。

議長 ただいま事務局から述べられました次回の運協ですが、11月8日木曜日の午後2時からということで、案として出したので、この日程で進めさせて頂ければと思っております。よろしくをお願い致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。他に何かございますでしょうか。なければ、平成30年度第2回日野市国民健康保険運営協議会を終了致します。ご協力ありがとうございました。

日野市国民健康保険運営協議会規則第12条により、ここに署名する。

平成30年 月 日

日野市国民健康保険運営協議会

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_